

補助金調書

| | | | | | | |
|---|---|---|-----------|--------------|--|--|
| 補助金名 | 生活交通確保バス運行補助金 | | | 担当課 (連絡先) | 住宅都市みどり局都市計画部地域交通課 (TEL 092-707-1064) | |
| 交付先 | <input type="checkbox"/> 団体 | 交通事業者 | | 区分 | その他の補助金 | |
| 交付先決定方法 | <input type="checkbox"/> 公募 | (公募の場合) 公募時期 | | 随時 | | |
| (公募の場合) 応募要件 | 補助目的を達成し得る団体 | | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | | | | | | |
| 補助開始年度 | 平成 18 | 年度 | 経過年数 | 20 | 年度 | |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | <p>【補助金の目的】 既存路線バスの休廃止に伴い公共交通空白地となる地域の生活交通を確保するため、代替交通機関の運行に対し、一部公費の助成による支援を行うもの。</p> <p>【補助対象事業】 生活交通支援事業</p> | | | | | |
| 補助金の終期 | 令和 10 | 年度 | 延長回数 | 3 | 回 | |
| 終期を延長する 理由 | 人口減少や高齢化の進展に伴い、バス路線の休廃止が相次いでおり、通勤・通学・通院・買い物などの日常生活に必要な生活交通の確保が課題となっている。 高度経済成長期に開発された住宅地では高齢化が顕著となっており、全市的に高齢化が進展するとともに、丘陵地など、公共交通が不便な地域における生活交通確保の課題は、今後ますます増えていくと考えられることから、地域における自立的・持続的な公共交通を確保するための本補助制度については、継続する必要があるもの。 | | | | | |
| 交付対象経費及び 補助金の算定方法等 | <input type="checkbox"/> その他 | <p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経常費用 - (補助対象経常収入 + 運賃外収入) = 補助金額</p> | | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | | |
| 交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1) | 当該年度 | | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | |
| | 件 | | 7 件 | 7 件 | 7 件 | |
| | 79,500 千円 | | 63,699 千円 | 63,721 千円 | 57,984 千円 | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | <p>既存バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域への生活交通の確保目的として、代替交通の運行経費の一部に対し補助を行った。</p> <p>1)今宿姪浜線 事業者:株姪浜タクシー 2)板屋脇山線 事業者:飯倉タクシー(株) 3)志賀島島内線 事業者:西日本鉄道(株) 4)脇山支線 事業者:西日本鉄道(株)、飯倉タクシー(株) 5)金武橋本線 事業者:西日本鉄道(株)</p> | | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 公共交通空白地となる恐れのある地域において、代替交通の運行支援を行うことで、生活交通の確保を行っている。 | | | | | |

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。